

令和 8 年度  
公共用水域等の水質測定計画

令和 8 年 3 月  
広 島 県

# 目 次

## I 計画の概要

1 趣旨	1
2 根拠法令	1
3 測定機関	1
4 測定期間	1
5 測定対象及び測定地点	1
6 測定項目及び測定回数	2
7 主な変更点	3

## II 計画の詳細

### 1 公共用水域（水質・底質）

(1) 目的	4
(2) 測定期間	4
(3) 測定機関及び対象水域	4
第1-1図 BOD及びCODに係る測定対象水域一覧図	5
第1-2図 窒素及び磷に係る測定対象水域一覧図	6
(4) 測定方法	7
(5) 測定結果の報告	8
(6) 事故・災害時の対応	8
別表1 水質の分析方法及び定量限界値等	9
別表2 底質の分析方法	12
表1 水質測定計画一覧表（河川関係）	13
表2 水質測定計画一覧表（湖沼関係）	19
表3 水質測定計画一覧表（海域関係）	20
表4 底質測定計画一覧表（河川関係）	24
表5 底質測定計画一覧表（海域関係）	25

### 2 地下水

(1) 目的	26
(2) 測定期間	26
(3) 測定機関及び対象水域	26
(4) 測定方法	26
(5) 測定結果の報告	27
別表3 地下水の分析方法及び定量限界値等	28
表6 地下水水質測定計画一覧表	30

### 3 測定点配置図

(1) 底質調査測定点配置図	32
(2) 地下水調査測定点配置図	35

# I 計画の概要

# I 計画の概要

## 1 趣旨

県の区域に属する公共用水域（底質を含む）及び地下水の水質状況を常時監視するため、関係機関と連携を図り、測定すべき事項、測定の地点及び方法その他必要な事項を定め、令和8年度の水質測定計画を作成する。

## 2 根拠法令

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第16条

## 3 測定機関【13機関】

中国地方整備局、広島県、広島市、呉市、福山市、東広島市、廿日市市、三原市、竹原市、大竹市、庄原市、熊野町、坂町

## 4 測定期間

令和8年4月から令和9年3月まで

## 5 測定対象及び測定地点

### (1) 水質及び底質

測定機関	測定対象水域	
	水	底質
中国地方整備局	小瀬川、太田川、芦田川、江の川 弥栄ダム貯水池（弥栄湖）、温井ダム貯水池（龍姫湖）、 八田原ダム貯水池（芦田湖）、土師ダム貯水池（八千代湖）	
広島県	小瀬川、永慶寺川、御手洗川、可愛川、太田川、瀬野川、 二河川、黒瀬川、高野川、三津大川、木谷郷川、賀茂川、 沼田川、和久原川、栗原川、藤井川、芦田川、江の川、 高梁川	
	渡ノ瀬ダム貯水池（渡ノ瀬貯水池）、小瀬川ダム貯水池（小瀬 川ダム湖）、三川ダム貯水池（神農湖）、帝釈川ダム貯水池 （神竜湖）	
	広島湾西部、広島湾、安芸津・安浦地先、燧灘北西部	
広島市	岡ノ下川、八幡川、太田川、瀬野川、矢野川	八幡川、太田川、瀬野川
	広島湾	広島湾
呉市	二河川、大屋大川、吉浦大川、堺川、黒瀬川、大谷川、 広東大川、錦川、野呂川	二河川、黒瀬川
	呉地先、安芸津・安浦地先	呉地先
竹原市	賀茂川	
	燧灘北西部	
三原市	畑岡川、沼田川、西野川、芦田川	
福山市	藤井川、本郷川、羽原川、山南川、芦田川、手城川、 大門水路、高梁川	
	燧灘北西部、備讃瀬戸	備讃瀬戸
庄原市	江の川	
大竹市	小瀬川	

東広島市	太田川、瀬野川、黒瀬川、沼田川		
廿日市市	毛保川		
坂町	総頭川		
熊野町	二河川		
測定地点	河川	38水系 241 地点	5水系 12 地点
	湖沼	8 水域 8 地点	
	海域	6 海域 67 地点	3 海域 14 地点

(2) 地下水

測定機関	測定対象地域	測定地点
中国地方整備局	太田川の流域	45 地点 (概況調査 33 地点 継続監視調査 12 地点)
広島県	広島市、呉市及び福山市を除く県の区域	
広島市	広島市の区域	
呉市	呉市の区域	
福山市	福山市の区域	
東広島市	東広島市の区域	

6 測定項目及び測定回数

(1) 水質

区分	測定項目	年間測定回数
観測項目 (8)	流量、水深、気温、水温、色相、臭気、透視度、透明度	1～12
生活環境項目 (13)	水素イオン濃度(pH)、生物化学的酸素要求量(BOD)、化学的酸素要求量(COD)、浮遊物質(SS)、溶存酸素量(DO)、大腸菌数、全窒素、全リン、ノルマルヘキサン抽出物質(油分等)、全亜鉛、ノルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩、底層 DO	
健康項目 (27)	カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジブチル	1～12
特殊項目 (4)	銅、溶解性鉄、溶解性マンガン、クロム	1～12
要監視項目 (27)	クロホルム、トランス-1,2-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロプロペン、p-ジクロロベンゼン、イソキサチオン、ダイアジン、フェニトロチオン、イソプロチオン、オキシ銅、クロタロニル、プロピザミド、EPN、ジクロロホス、フェノカルブ、イプロベンホス、クロニトロフェン、トルエン、キシレン、フタル酸ジエチルヘキシル、ニッケル、モリブデン、アンチモン、クロロエチレン、エピクロヒトリン、全マンガン、ウラン、PFOS 及び PFOA	1～12
水生生物の保全に係る要監視項目 (6)	クロホルム、フェノール、ホルムアルデヒド、4-tert-オクチルフェノール、アニリン、2,4-ジクロロフェノール	1
その他の項目 (13)	アンモニア態窒素、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素、有機態窒素、リン酸態リン、クロフィル a、全有機炭素(TOC)、塩素イオン、濁度、メチレンブルー活性物質、電気伝導度、トリハロメタン生成能、ふん便性大腸菌群数	1～12

(2) 底質

区分	測定項目	測定回数
観測項目 (5)	気温、水温、泥温、外観、臭気	1
一般項目 (8)	水素イオン濃度(pH)、化学的酸素要求量(COD)、強熱減量、硫化物、含水率、酸化還元電位、全窒素、全磷	
健康項目 (7)	カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB	
特殊項目 (6)	銅、亜鉛、鉄、マンガン、クロム、ニッケル	
その他の 項目(4)	アンモニア態窒素、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素、磷酸態磷	

(3) 地下水

区分	測定項目	測定回数
健康項目 (28)	カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、クロロエチレン、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジソン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン	1～2
その他の 項目(3)	塩素イオン、全窒素、全磷	1～2

7 主な変更点

(1) 水質

ローリング調査に係る健康項目及び特殊項目の測定地点の変更を行った。  
生活環境項目、健康項目及び要監視項目等の測定回数の見直しを行った。  
河川の測定地点（補助地点）を13地点追加した。

(2) 地下水

概況調査の測定地点の変更を行った。

(3) 底質

変更点なし。

## Ⅱ 計画の詳細

### 1 公共用水域（水質、底質）

## II 計画の詳細

### 1 公共用水域（水質・底質）

#### (1) 目的

この計画は、県の区域に属する公共用水域の水質状況を常時監視するため、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第16条の規定により、水質及び底質の測定について必要な事項を定める。

#### (2) 測定期間

令和8年4月から令和9年3月まで

#### (3) 測定機関及び対象水域

測定機関及び対象水域は、次のとおりである。

測定機関	測定対象水域（河川・湖沼・海域）
中国地方整備局	小瀬川、太田川、芦田川、江の川
	弥栄ダム貯水池（弥栄湖）、温井ダム貯水池（龍姫湖）、八田原ダム貯水池（芦田湖）、土師ダム貯水池（八千代湖）
広島県	小瀬川、永慶寺川、御手洗川、可愛川、太田川、瀬野川、二河川、黒瀬川、高野川、三津大川、木谷郷川、賀茂川、沼田川、和久原川、栗原川、藤井川、芦田川、江の川、高梁川
	渡ノ瀬ダム貯水池（渡ノ瀬貯水池）、小瀬川ダム貯水池（小瀬川ダム湖）、三川ダム貯水池（神農湖）、帝釈川ダム貯水池（神竜湖）
	広島湾西部、広島湾、安芸津・安浦地先、燧灘北西部
広島市	岡ノ下川、八幡川、太田川、瀬野川、矢野川
	広島湾
呉市	二河川、大屋大川、吉浦大川、堺川、黒瀬川、大谷川、広東大川、錦川、野呂川
	呉地先、安芸津・安浦地先
竹原市	賀茂川
	燧灘北西部
三原市	畑岡川、沼田川、西野川、芦田川
福山市	藤井川、本郷川、羽原川、山南川、芦田川、手城川、大門水路、高梁川
	燧灘北西部、備讃瀬戸
庄原市	江の川
大竹市	小瀬川
東広島市	太田川、瀬野川、黒瀬川、沼田川
廿日市市	毛保川
坂町	総頭川
熊野町	二河川

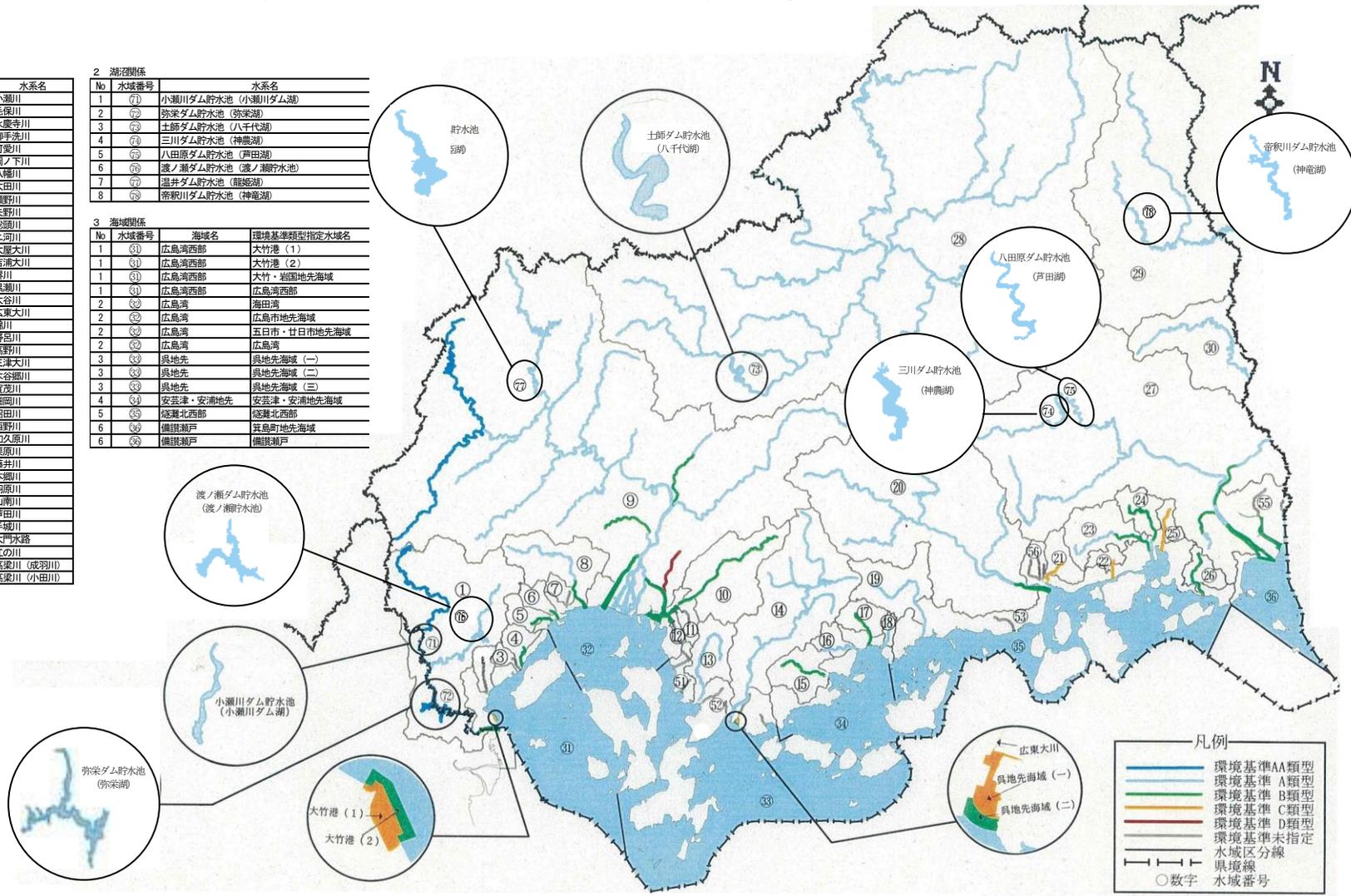
なお、これらの測定対象水域は第1-1図、第1-2図のとおり。

第1-1図 BOD及びCODに係る測定対象水域一覧図

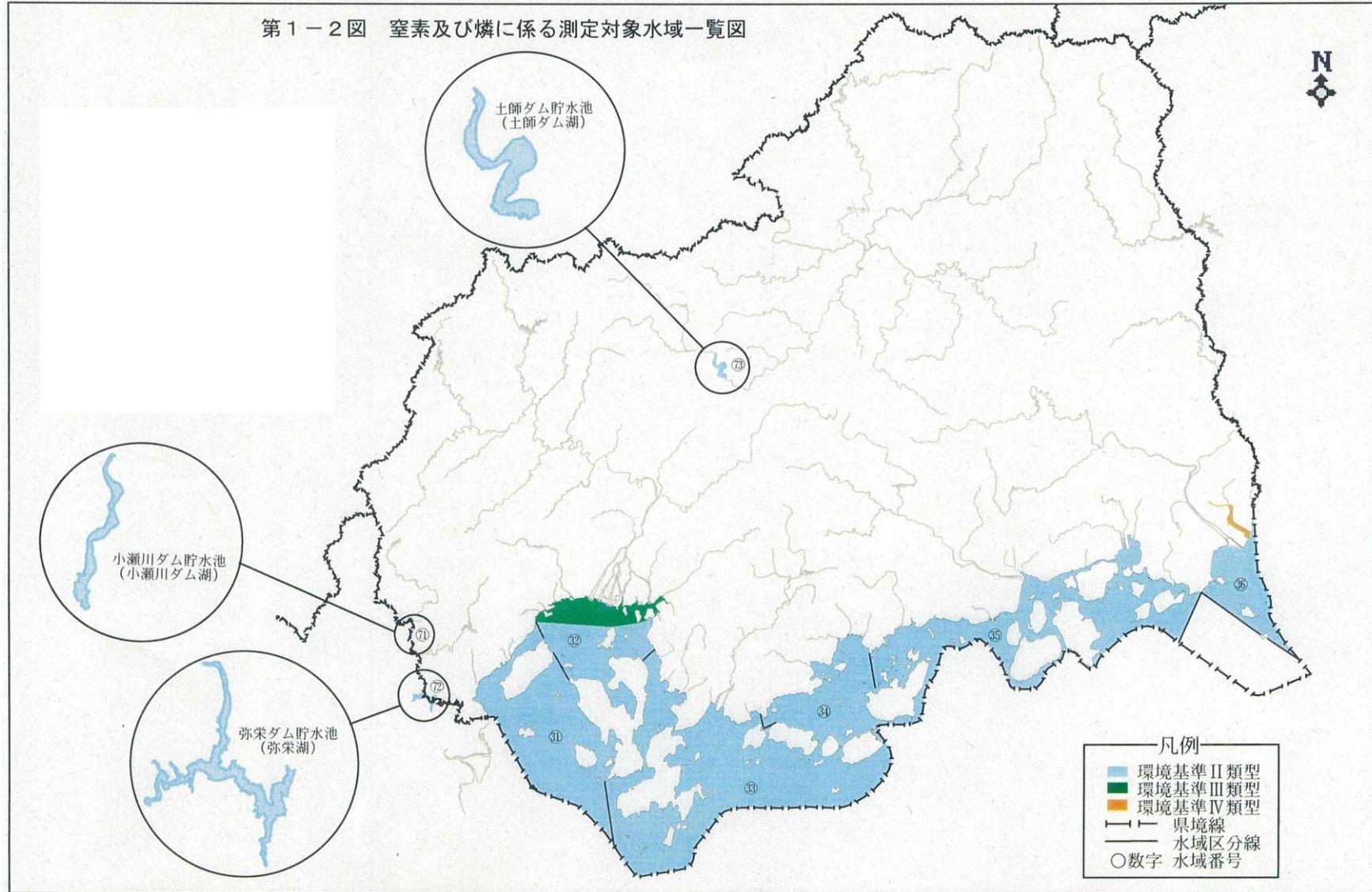
1 河川関係		
No	水域番号	水系名
1	(1)	小瀬川
2	(2)	毛保川
3	(4)	永楽寺川
4	(5)	御手洗川
5	(6)	可愛川
6	(7)	園ノ下川
7	(8)	八幡川
8	(9)	太田川
9	(10)	瀬野川
10	(11)	矢野川
11	(12)	総瀬川
12	(13)	三河川
13	(51)	大屋大川
14	(51)	吾浦大川
15	(51)	漆川
16	(14)	黒瀬川
17	(2)	大谷川
18	(2)	広東大川
19	(2)	瀬川
20	(15)	野呂川
21	(16)	高野川
22	(17)	三津大川
23	(18)	木名瀬川
24	(19)	賀茂川
25	(53)	畑田川
26	(50)	沼田川
27	(56)	西野川
28	(51)	和久原川
29	(52)	栗原川
30	(53)	藤井川
31	(54)	本瀬川
32	(55)	羽原川
33	(55)	山南川
34	(57)	芦田川
35	(55)	手塚川
36	(55)	大門水路
37	(55)	江の川
38	(59)	高梁川(飛羽川)
39	(50)	高梁川(小田川)

2 湖沼関係		
No	水域番号	水系名
1	(71)	小瀬川ダム貯水池(小瀬川ダム湖)
2	(72)	弥栄ダム貯水池(弥栄湖)
3	(73)	土師ダム貯水池(八千代湖)
4	(74)	三川ダム貯水池(神農湖)
5	(75)	八田原ダム貯水池(芦田湖)
6	(76)	渡ノ瀬ダム貯水池(渡ノ瀬貯水池)
7	(77)	温井ダム貯水池(龍蛇湖)
8	(78)	帝釈川ダム貯水池(神竜湖)

3 海域関係			
No	水域番号	海域名	環境基準類型指定水域名
1	(31)	広島湾西部	大竹港(1)
1	(31)	広島湾西部	大竹港(2)
1	(31)	広島湾西部	大竹・岩国地先海域
1	(31)	広島湾西部	広島湾西部
2	(32)	広島湾	海田湾
2	(32)	広島湾	広島市地先海域
2	(32)	広島湾	五日市・廿日市地先海域
2	(32)	広島湾	広島湾
3	(33)	呉地先	呉地先海域(一)
3	(33)	呉地先	呉地先海域(二)
3	(33)	呉地先	呉地先海域(三)
4	(34)	安芸津・安浦地先	安芸津・安浦地先海域
5	(35)	総瀬北西部	総瀬北西部
6	(36)	備讃瀬戸	笠島町地先海域
6	(36)	備讃瀬戸	備讃瀬戸



第1-2図 窒素及び磷に係る測定対象水域一覧図



(4) 測定方法

ア 測定項目は、原則として次の区分のとおりとする。

(ア) 水質

区 分	測 定 項 目
観 測 項 目	流量、水深、気温、水温、色相、臭気、透視度、透明度
生 活 環 境 項 目	水素イオン濃度 (pH)、生物化学的酸素要求量 (BOD)、化学的酸素要求量 (COD)、浮遊物質 (SS)、溶存酸素量 (DO)、大腸菌数、ノルマルヘキサン抽出物質 (油分等)、全窒素、全リン、全亜鉛、ノルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩、底層 DO
健 康 項 目	カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジソン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジメチル
特 殊 項 目	銅、溶解性鉄、溶解性マンガン、クロム
要 監 視 項 目	クロホルム、トランス-1,2-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、イキサチオン、ダイジソン、フェントロチオン、イプロチオラン、メチル銅、クロタロニル、プロピザミド、EPN、ジクロロホス、フェノカルブ、イプロベンホス、クロロトロフェン、トルエン、キシレン、フタル酸ジエチルヘキシル、ニッケル、モリブデン、アンチモン、クロロエチレン、エピクロヒドリン、全マンガン、ウラン、PFOS 及び PFOA
水 生 生 物 の 保 全 に 係 る 要 監 視 項 目	クロホルム、フェノール、ホルムアルデヒド、4-tert-オクチルフェノール、アクリン、2,4-ジクロロフェノール
そ の 他 の 項 目	アンモニア態窒素、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素、有機態窒素、磷酸態リン、クロロフィル a、全有機炭素 (TOC)、塩素イオン、濁度、メチレンブルー活性物質、電気伝導度、トリハロメタン生成能、ふん便性大腸菌群数

(イ) 底質

区 分	測 定 項 目
観 測 項 目	気温、水温、泥温、外観、臭気
一 般 項 目	水素イオン濃度 (pH)、化学的酸素要求量 (COD)、強熱減量、硫化物、含水率、酸化還元電位、全窒素、全リン
健 康 項 目	カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB
特 殊 項 目	銅、亜鉛、鉄、マンガン、クロム、ニッケル
そ の 他 の 項 目	アンモニア態窒素、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素、磷酸態リン

イ 測定地点、測定回数等

各水域の測定地点、測定項目、測定回数及び測定機関については、表 1 (水質：河川関係)、表 2 (水質：湖沼関係)、表 3 (水質：海域関係)、表 4 (底質：河川関係) 及び表 5 (底質：海域関係) のとおりである。

なお、測定回数は次の区分による。

(ア) 通年調査

各水域の重要な地点において、年間を通じて、各月の 1 日につき 1 回以上実施する測定をいう。

(イ) 通日調査

日間の水質変動が大きい地点において、1 日につき 2 時間間隔で 13 回以上実施する測定をいう。

(ウ) 一般調査

原則として、年に 4 回以上実施する測定をいう。

## ウ 分析方法

### (ア) 水質

分析の方法等は、原則として別表1のとおりとする。

なお、これらに定めのない項目及びこの方法によらない場合は、測定結果報告の際に特記するものとする。

### (イ) 底質

分析の方法は、原則として別表2のとおりとする。

## (5) 測定結果の報告

各測定機関の長は、測定終了後、その測定結果をExcelのデータにより、当月分を翌月の末日までに知事に通知するものとする。

ただし、健康項目について水質環境基準値を超えた場合には、その都度、速やかに知事へ通知するものとする。

## (6) 事故・災害時の対応

事故・災害等の発生により、河川等の汚染やその拡散が懸念され、その影響の把握が急務と考えられる場合には、関係機関と連携して、迅速に調査を行うものとする。

別表 1

## 水質の分析方法及び定量限界値等

測定項目	定量限界		表示桁数等	分析方法
流量		m <sup>3</sup> /s	小数点以下2桁	
水深		m	〃 1桁	
気温、水温		℃	〃 1桁	
透視度		cm	〃 1桁	
pH			〃 1桁	水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年12月環境庁告示第59号（以下「公共用水域告示」という。））の別表2に掲げる方法（日本産業規格（以下「規格」という。）K0102-1の12に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法）
DO	0.5	mg/L	〃 1桁	同上（規格K0102-1の21.2、21.3、21.4及び21.5又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法）
BOD	0.5	mg/L	〃 1桁	同上（規格K0102-1の18に定める方法）
COD	0.5	mg/L	〃 1桁	同上（規格K0102-1の17.2に定める方法）
SS	1	mg/L	整数部分	同上（公共用水域告示付表8に掲げる方法）
大腸菌数	1	CFU/100mL	〃	同上（規格K0102-5の5.6.2（5.6.2.7は除く）に定める方法（ただし、試料採取後直ちに試験ができないときは、0～5℃（凍結させない）の暗所に保存し、9時間以内に試験することが望ましく、12時間以内に試験する。））
ノルマルヘキサン抽出物質	0.5	mg/L	小数点以下1桁	同上（規格K0102-1の22.5に定める方法）
全窒素	0.05	mg/L	〃 2桁	同上（規格K0102-2の17.3（海域を除く）、17.4又は17.5（17.5.3.2を除く）に定める方法）
全燐	0.003	mg/L	〃 3桁	同上（規格K0102-2の18.4（18.4.1.4のbを除く。）に定める方法）
全亜鉛	0.001	mg/L	〃 3桁	同上（規格K0102-3の12.2、12.3、12.4及び12.5に定める方法）
ノルフェノール	0.00006	mg/L	〃 5桁	同上（公共用水域告示付表9に掲げる方法）
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	0.0006	mg/L	〃 4桁	同上（規格K0102-4の6.2.5に定める方法）
底層DO	0.5	mg/L	〃 1桁	同上（規格K0102-1の21.2、21.3、21.4及び21.5に定める方法又は公共用水域告示付表10に掲げる方法）
透明度		m	〃 1桁	要測定指標等の測定の実施及びアンケートの実施について（平成25年3月25日環境省水・大気環境局水環境課長協力依頼（以下「協力依頼」という。））の別添1に定める方法
カドミウム	0.0003	mg/L	小数点以下4桁	公共用水域告示別表1に掲げる方法（規格K0102-3の14.3、14.4又は14.5に定める方法）
全シアン	0.1	mg/L	〃 1桁	同上（規格K0102-2の9.3.2若しくは9.3.3の蒸留操作を行い、9.4、9.5若しくは9.6（ただし、蒸留操作は装置にて行わない）に定める方法）又は付表1（蒸留操作は装置にて行う）に掲げる方法
鉛	0.005	mg/L	〃 3桁	同上（規格K0102-3の13.2、13.3、13.4又は13.5に定める方法）
六価クロム	0.01	mg/L	〃 2桁	同上（規格K0102-3の24.3（24.3.3及び24.3.7を除く）（ただし、次の1及び2に掲げる場合にあっては、それぞれ1及び2に定めるところによる。） 1 規格24.3.4、24.3.5又は24.3.6に定める方法（規格K0102-3の24.3.3.4のb）による場合に限る。）試料に、その濃度が基準値相当分（0.02mg/L）増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70～120%であることを確認すること。 2 規格24.3.2に定める方法により汽水又は海水を測定する場合1に定めるところによるほか、規格K0170-7の7のa）又はb）に定める操作を行うこと。
砒素	0.005	mg/L	〃 3桁	同上（規格K0102-3の20.3、20.4又は20.5に定める方法）
総水銀	0.0005	mg/L	〃 4桁	同上（公共用水域告示付表2に掲げる方法）
アルキル水銀	0.0005	mg/L	〃 4桁	同上（公共用水域告示付表3に掲げる方法）
PCB	0.0005	mg/L	〃 4桁	同上（公共用水域告示付表4に掲げる方法）
ジクロロメタン	0.002	mg/L	〃 3桁	同上（規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法）
四塩化炭素	0.0002	mg/L	〃 4桁	同上（規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法）
1,2-ジクロロエタン	0.0004	mg/L	〃 4桁	同上（規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法）

1,1-ジクロロエチレン	0.002	mg/L	〃	3桁	同上(規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法)	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.004	mg/L	〃	3桁		
1,1,1-トリクロロエタン	0.0005	mg/L	〃	4桁	同上(規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法)	
1,1,2-トリクロロエタン	0.0006	mg/L	〃	4桁		
トリクロロエチレン	0.001	mg/L	〃	3桁		
テトラクロロエチレン	0.0005	mg/L	〃	4桁		
1,3-ジクロロプロペン	0.0002	mg/L	〃	4桁	同上(規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法)	
チウラム	0.0006	mg/L	〃	4桁	同上(公共用水域告示付表 5 に掲げる方法)	
シマジン	0.0003	mg/L	〃	4桁	同上(公共用水域告示付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法)	
チオベンカルブ	0.002	mg/L	〃	3桁		
ベンゼン	0.001	mg/L	〃	3桁	同上(規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法)	
セレン	0.002	mg/L	〃	3桁	同上(規格 K0102-3 の 26.2、26.3 又は 26.4 に定める方法)	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0.01	mg/L	〃	2桁	同上(硝酸性窒素にあつては規格 K0102-2 の 15.3、15.4、15.6、15.7 又は 15.8 に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格 K0102-2 の 14.2、14.3 又は 14.4 に定める方法)	
硝酸性窒素	0.005	mg/L	〃	3桁		
亜硝酸性窒素	0.005	mg/L	〃	3桁		
ふっ素	0.08	mg/L	〃	2桁	同上(規格 K0102-2 の 5.2 及び 5.3 若しくは 5.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合は蒸留試薬溶液として、水約 200mL に硫酸 10mL、リン酸 60mL 及び塩化ナトリウム 10g を溶かした溶液とグリセリン 250mL を混合し、水を加えて 1,000mL としたものをを用い、規格 K0170-6 の 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)又は規格 K0102 の 5.2(蒸留操作を行う場合にあっては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH 試験紙によって液性を判別する。(懸濁物質及びビオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、蒸留操作を省略することができる。)及び規格 K0102-2 の 5.5 に定める方法)	
ほう素	0.01	mg/L	〃	2桁	同上(規格 K0102-3 の 5.2、5.5 又は 5.6 に定める方法)	
1,4-ジオキサソ	0.005	mg/L	〃	3桁	同上(公共用水域告示付表 7 に掲げる方法)	
銅	0.005	mg/L	〃	3桁	排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和 49 年 9 月環境庁告示第 64 号(以下「告示 2」という。))第 35 号に掲げる方法(規格 K0102-3 の 11.3、11.4、11.5 又は 11.6 に定める方法)	
溶解性鉄	0.1	mg/L	〃	1桁	告示 2 第 37 号に掲げる方法(規格 K0102-3 の 16.3、16.4 若しくは 16.5 に定める方法又は告示付表 2 に掲げる方法)	
溶解性マンガ	0.1	mg/L	〃	1桁	告示 2 第 38 号に掲げる方法(規格 K0102-3 の 15.2、15.3、15.4 又は 15.5 に定める方法)	
クロム(全)	0.1	mg/L	〃	1桁	告示 2 第 39 号に掲げる方法(規格 K0102-3 の 24.2 に定める方法)	
クロホルム	0.001	mg/L	〃	3桁	水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について(平成 5 年 4 月 28 日環境庁水質保全局長通知(以下「通知」という。))の別表に掲げる方法(規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法)	
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.001	mg/L	〃	3桁		
1,2-ジクロロプロペン	0.001	mg/L	〃	3桁		
p-ジクロロベンゼン	0.001	mg/L	〃	3桁		
イソキサチオン	0.0002	mg/L	〃	4桁		
ダイアジノン	0.0001	mg/L	〃	4桁	同上(通知付表 1 の第 1 又は第 2 に掲げる方法)	
フェントロチオン(MEP)	0.0002	mg/L	〃	4桁		
イゾプロチオン	0.0005	mg/L	〃	4桁		
オキシ銅(有機銅)	0.002	mg/L	〃	3桁		
クロタロニル(TPN)	0.0005	mg/L	〃	4桁	同上(通知付表 1 の第 1 又は第 2 に掲げる方法)	
プロピザミト	0.0001	mg/L	〃	4桁		
EPN	0.0005	mg/L	〃	4桁		
ジクロホス(DDVP)	0.0005	mg/L	〃	4桁		
フェノアカルブ(BPMC)	0.0001	mg/L	〃	4桁		
イプロホス(IBP)	0.0001	mg/L	〃	4桁		
クロニトロフェン(CNP)	0.0001	mg/L	〃	4桁		
トルエン	0.01	mg/L	〃	2桁		
キシレン	0.01	mg/L	〃	2桁		
フタル酸ジエチルヘキシル	0.005	mg/L	〃	3桁		同上(規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法)
ニッケル	0.001	mg/L	〃	3桁		同上(通知付表 3 の第 1 又は第 2 に掲げる方法)
モリブデン	0.007	mg/L	〃	3桁		同上(規格 K0102-3 の 18.4 に定める方法又は通知付表 4 若しくは付表 5 に掲げる方法)
クロロエチレン	0.0002	mg/L	〃	4桁	同上(規格 K0102-3 の 27.2 に定める方法又は通知付表 4 若しくは付表 5 に掲げる方法)	
エビクロピトリン	0.00004	mg/L	〃	5桁	水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について(平成 16 年 3 月 31 日環境省水環境部長通知(以下「通知 2」という。))付表 1 に掲げる方法	
					同上(通知 2 付表 2 に掲げる方法)	

全マンガソ	0.005	mg/L	〃	3桁	同上(規格 K0102-3 の 15.2、15.3、15.4 又は 15.5 に定める方法(準備操作は規格によるほか、海水など塩類を多く含む試料を分析する場合には、必要に応じ試料を希釈することとする。))
ウラン	0.0002	mg/L	〃	4桁	同上(通知 2 付表 4 の第 1 又は第 2 に掲げる方法)
PFOS 及び PFOA	0.0000003	mg/L	〃	7桁	水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について(令和 2 年 5 月 28 日環境省水・大気環境局長通知)付表 1 に掲げる方法
PFOS	0.0000001		〃	7桁	
PFOA	0.0000002		〃	7桁	
アンチモン	0.001	mg/L	〃	3桁	同上(通知 2 付表 5 の第 1、第 2 又は第 3 に掲げる方法)
フェノール	0.001	mg/L	〃	3桁	水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について(平成 15 年 11 月 5 日環境省大気環境局長通知(以下「通知 3」という。))付表 1 に掲げる方法
ホルムアルデヒド	0.003	mg/L	〃	3桁	通知 3 付表 2 に掲げる方法
4-tert-オクチルフェノール	0.00003	mg/L	〃	5桁	水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について(平成 25 年 3 月 27 日環境省水・大気環境局長通知(以下「通知 4」という。))付表 1 に掲げる方法
アニリン	0.002	mg/L	〃	3桁	通知 4 付表 2 に掲げる方法
2,4-ジクロロフェノール	0.0003	mg/L	〃	4桁	通知 4 付表 3 に掲げる方法
塩素イオン	0.1	mg/L	有効数字	3桁	規格 K0102-2 の 6 に定める方法
アンモニア態窒素	0.01	mg/L	小数点以下	2桁	規格 K0102-2 の 13.3、13.4、13.6 又は 13.7 に定める方法
有機態窒素		mg/L	小数点以下	2桁	規格 K0102-2 の 16 に定める方法によるほか、科学的に確立された方法
燐酸態燐	0.003	mg/L	〃	3桁	規格 K0102-2 の 18.2 に定める方法
TOC	0.2	mg/L	〃	1桁	協力依頼別添 3 に定める方法
クロロフィル a	0.5	mg/m <sup>3</sup>	〃	1桁	海洋観測指針
トリハロメタン生成能	0.001	mg/L	〃	3桁	特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法施行規則第 5 条第 2 項の規定に基づく環境大臣が定める検定方法(平成 7 年 6 月 16 日、環境庁告示第 30 号)
クロホルム生成能	0.001	mg/L	〃	3桁	
ジブromクロロメタン生成能	0.001	mg/L	〃	3桁	
ブromホルム生成能	0.001	mg/L	〃	3桁	
ふん便性大腸菌群数	2	個/100mL		整数部分	河川水質試験方法による標準法

- 1 表示桁数欄中、D O 以下の特記するもののほかは、有効数字 2 桁とし、3 桁目以下を切り捨てる。
- 2 2 物質の測定値のいずれか一方が定量下限値未満の場合は、その定量下限値未満に代えて定量下限値の数値を測定値として扱う。
- 3 有機態窒素の定量限界は各測定機関において定める。

別表 2  
底質の分析方法

測定項目	分析方法
pH	「底質調査方法」(平成 24 年 8 月、環境省水・大気環境局長通知)による。
化学的酸素要求量	
強熱減量	
硫化物	
全窒素	
全磷	
カルシウム	
鉛	
六価クロム	
砒素	
総水銀	
アルキル水銀	
PCB	
亜鉛	
銅	
鉄	
マンガン	
クロム	
ニッケル	
アンモニア態窒素	
亜硝酸態窒素	
硝酸態窒素	
燐酸態磷	
全有機炭素	「瀬戸内海栄養塩類収支挙動調査のための水質試験方法」(昭和 50 年 10 月、環境庁水質保全局通知)による。









水系名	本郷川		山南川		芦田川																				手城川		芦田川					大								
	本郷川	山南川	山南川	山南川	芦田川	御調川	砂田川	砂田川	砂田川	有地川	神谷川	高野川	吉野川	高野川	芦田川	瀬戸川	河瀬川	河瀬川	加茂川	四ツ川	深山川	新田川	高野川	井ノ川	福井川	上井手川	手城川	手城川	道三川	下井手川	新津川	焼川	水呑川	大						
河川名	本郷川	山南川	山南川	山南川	芦田川	御調川	砂田川	砂田川	砂田川	有地川	神谷川	高野川	吉野川	高野川	芦田川	瀬戸川	河瀬川	河瀬川	加茂川	四ツ川	深山川	新田川	高野川	井ノ川	福井川	上井手川	手城川	手城川	道三川	下井手川	新津川	焼川	水呑川	大						
地点統一番号	64	65	66	67	9	9	9	9	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13				
測定地点	番	24	25	26	27	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1					
	名	神	神	神	神	赤	久	馬	久	御	府	中	上	戸	有	神	中	川	吉	横	山	山	川	河	小	国	大	四	新	新	新	神	丸	手	光	松	箕	矢		
BOD等に係る環境基準類型		B	B	B	B	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A			
BOD等に係る環境基準点		◎	◎	◎	◎																																			
水生生物の保全に係る環境基準類型																																								
水生生物の保全に係る環境基準点																																								
調査区分	通年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	年間	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
測定回数	一日採水回数	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
	一日採水回数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
生活環境項目	D	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12		
	H	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
	D	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	O	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	S	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	S	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	S	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
	S	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	S	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	S	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12



表2

水質測定計画一覧表 (湖沼関係)

水系名		小瀬川	太田川	芦田川	高梁川	江の川			
湖沼名		渡ノ瀬ダム貯水池 (渡ノ瀬貯水池)	小瀬川ダム貯水池 (小瀬川ダム湖)	弥栄ダム貯水池 (弥栄湖)	温井ダム貯水池 (龍姫湖)	三川ダム貯水池 (神農湖)	八田原ダム貯水池 (芦田湖)	帝釈川ダム貯水池 (神竜湖)	土師ダム貯水池 (八千代湖)
地点統一番号		506	503	502	507	504	505	508	501
測定地点	番号	76 1	71 1	72 1	77 1	74 1	75 1	78 1	73 1
	名称	渡ノ瀬貯水池	小瀬川貯水池	弥栄貯水池えん堤	温井ダム堰堤	三川貯水池	八田原貯水池湖心	帝釈川貯水池	土師ダム湖心
COD等に係る環境基準類型		A	A	A	A	A	A	A	A
COD等に係る環境基準点		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
全窒素・全磷に係る環境基準類型		II	II	II	II	III	III	III	II
全窒素・全磷に係る環境基準点		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
水生生物の保全に係る環境基準類型			生物A	生物A					生物B
水生生物の保全に係る環境基準点			◎	◎					◎
調査区分	通常	○	○	○	○	○	○	○	○
測定回数	年間日数	12	12	12	12	12	12	12	12
生活環境項目	一日採水回数	1	1	1	1	1	1	1	1
	pH	36	36	36	12	36	36	36	36
	DO	36	36	36	12	36	36	36	36
	BOD	12	12	36	12	36	36	12	36
	COD	36	36	36	12	36	36	36	36
	大腸菌数	36	36	36	12	36	36	36	36
	n-1特抽出物質(油分等)	12	12	36	12	36	36	12	36
	全窒素	12	12	36	12	36	36	12	36
	全亜鉛	12	12	36	12	36	36	12	36
	ノニルフェノール		4	18	18	18	18		6
	重メタルベンゼン系ホルン酸及びその塩		4	18	18	18	18		6
	底層DO			12			12		
	観測項目	透明度	12	12	12	12	12	12	12
	健康項目	カドミウム			2	4			
鉛				2	4				2
六価クロム				2	4				2
砒素				2	4				2
総水銀				2	4				2
アルキル水銀				2	4				2
PCB				2	4				2
ジクロロメタン				2	4				2
四塩化炭素				2	4				2
1,2-ジクロロエタン				2	4				2
1,1-ジクロロエチレン				2	4				2
ジス-1,2-ジクロロエタン				2	4				2
1,1,1-トリクロロエタン				2	4				2
1,1,2-トリクロロエタン				2	4				2
トリクロロエチレン				2	4				2
テトラクロロエチレン				2	4				2
1,3-ジクロロプロペン				2	4				2
チウラム				2	4				2
シマジン				2	4				2
テオペンカルブ				2	4				2
ベンゼン			2	4				2	
セレン			2	4				2	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素			36	4				2	
ふっ素			2	4				2	
ほう素			2	4				2	
1,4-ジオキサソ			2	4				2	
銅									
特殊項目	溶解性鉄								
	溶解性マンガン								
要監視項目	クロロホルム								
	トランス-1,2-ジクロロエチレン								
	1,2-ジクロロプロパン								
	p-ジクロロベンゼン								
	イソキサチオン								
	ダイアサチオン								
	フェニトロチオン(MEP)								
	イソプロチオラン								
	オキシソリン(有機銅)								
	クロロタロニル(TPN)								
	フロピザミド								
	EPN								
	ジクロロボス(DDVP)								
	フェノカルブ(BPMC)								
	イプロベンホス(IPP)								
	クロロニトロフェン(CNP)								
	トルエン								
	キシレン								
	フタル酸ジエチルヘキシル								
	ニッケル								
モリブデン									
アンチモン									
クロロエチレン									
エビクロロヒドリン									
全マンガン									
ウラン									
水生生物の保全に係る要監視項目	P.F.O.S及びP.F.O.A								
	4-ヒオクテルフエノール			2					1
その他の項目	アトニ			2					1
	4-ジクロロフェノール			2					1
	塩素								
	アンモニア態窒素			36		12			36
	亜硝酸性窒素			36		12			36
	硝酸性窒素			36		12			36
	有機態窒素								
	有機酸態窒素								
	クロロフィルa	12	12	36	12	12	12	12	36
	濁度			36					
	メチレンブルー活性物質								
	DOC								
	電気伝導度								
	トリハロメタン生成能								
ふん便性大腸菌群数			12						
測定機関名		広島県	地	広島県	地	広島県	地	広島県	

注) 小瀬川貯水池のノニルフェノール測定の間日数は4日とする。

表3

水質測定計画一覧表（海域関係）

海 域 名		広 島 湾 西 部									広 島 湾							
COD等に係る環境基準類型指定水域名		大竹港 (1)			大竹・岩国 地先海域			大竹港 (2)			大竹・岩国 地先海域		海田湾		広島湾		広島市地先海域	
地 点 統 一 番 号		611	613	614	614	614	614	612	613	613	615	615	618	616	616	616		
測 定 地 点		31	31	31	31	31	31	31	31	31	32	32	32	32	32	32		
番 号		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
緯 度・経 度		2	8	13	18	21	22	27	29	30	1	2	6	7	9	11		
COD等に係る環境基準類型		C	A	A	A	A	A	B	A	A	B	B	A	A	A	A		
COD等に係る環境基準点		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
全窒素・全磷に係る環境基準類型		II	II	II	II	II	II	II	II	II	III	III	II	III	III	III		
全窒素・全磷に係る環境基準点			◎		◎				◎	◎			◎					
水生生物の保全に係る環境基準類型						生特A	生A											
水生生物の保全に係る環境基準点						◎	◎											
調査区分	通 年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	一 般						○											
測定回数	年 間 日 数	12	12	12	12	12	4	12	12	12	12	12	12	12	12	12		
	一 日 採 水 回 数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
生活環境項目	p H	36	36		36	36		36	36	36	24	24	36	24	24	24		
	B O D	36	36		36	36		36	36	36	24	24	36	24	24	24		
	C O D	36	36	36	36	36	12	36	36	36	24	24	36	24	24	24		
	S S										24	24	36	24	24	24		
	大腸菌数	4	4		4	4		4	4	4	24	24	36	24	24	24		
	油分等	2	2		2	2		2	2	2	12	12	12	12	12	12		
	全窒素	12	12		12	12		12	12	12	12	12	12	12	12	12		
	全燐	12	12		12	12		12	12	12	12	12	12	12	12	12		
	全亜鉛					4	4				4		4					
	ノニルフェノール					4	4											
	直鎖アルキルベンゼンホルホン酸及びその塩					4	4											
	観測項目	底層D O		1	6	12	12		1	12	12	12	12	12	12	12	12	
透明度		12	12	12	12	12	4	12	12	12	12	12	12	12	12	12		
健康項目	カドミウム								1		2		2					
	全シアン								1		2		2					
	鉛								1		2		2					
	六価クロム								1		2		2					
	砒								1		2		2					
	総水銀								1		2		2					
	アルキル水銀																	
	PCB								1		2		2					
	ジクロロメタン																	
	四塩化炭素																	
	1,2-ジクロロエタン																	
	1,1-ジクロロエチレン																	
ジス-1,2-ジクロロエチレン																		
1,1,1-トリクロロエタン																		
1,1,2-トリクロロエタン																		
トリクロロエチレン																		
テトラクロロエチレン																		
1,3-ジクロロプロペン																		
チウラム																		
シマジン																		
チオベンカルブ																		
ベンゼン																		
セレン																		
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素																		
1,4-ジオキサン		2	6	6	6			2	2									
特殊項目	銅												2		2			
	溶解性鉄										2		2		2			
	溶解性マンガン										2		2		2			
	クロム										2		2		2			
要 監 視 項 目	クロロホルム																	
	トランス-1,2-ジクロロエチレン																	
	1,2-ジクロロプロパン																	
	p-ジクロロベンゼン																	
	イソキサチオン																	
	ダイアジノン																	
	フェニトロチオン(MEP)																	
	イソプロチオラン																	
	オキシ銅(有機銅)																	
	クロタロニル(TPN)																	
	プロピザミド																	
	EPN																	
	ジクロロボス(DDVP)																	
	フェノバルブ(BPMC)																	
	イプロベンホス(IPP)																	
	クロロニトロフェン(CNP)																	
	トルエン																	
	キシレン																	
	フタル酸ジエチルヘキシル																	
	ニッケル																	
	モリブデン																	
	アンチモン																	
クロロエチレン																		
エビクロロヒドリン																		
全マンガン																		
ウラン																		
PFS及びPFA																		
クロロホルム																		
フェノール																		
ホルムアルデヒド																		
4-tert-ブチルフェノール																		
アニリン																		
2,4-ジクロロフェノール																		
塩素イオン										24	24	36	24	24	24			
アンモニウム態窒素				6	6	6												
亜硝酸性窒素																		
硝酸性窒素																		
有機態窒素																		
燐酸態燐				6	6	6												
クロロフィルa				6	12	12												
濃度																		
メチレンブルー活性物質																		
DOC																		
電気伝導度																		
測定機関名		広 島 県									広 島 市							

測定地点の緯度経度については、世界測地系による。



海 域 名		呉地先						安芸津・安浦地先						燧灘北西部							
COD等に係る環境基準類型指定水域名		呉地先 海域 (一)	呉地先 海域 (二)	呉地先海域 (三)						安芸津・安浦地先海域						燧灘北西部					
地 点 統 一 番 号		604 1 2	605 1 1	606 1 6	606 1 64	606 1 51	606 1 52	606 1 61	607 1 3	607 1 4	607 1 5	607 1 52	607 1 6	610 1 52	610 1 1	610 1 59	610 1 2	610 1 63	610 1 3	610 1 68	
測 定 地 点	番 号	33 1 25	1 1 26	1 1 28	1 1 30 1 5	1 1 1	1 1 3	1 1 37	1 1 3	1 1 4	1 1 6	1 1 5	1 1 10	1 1 2	1 1 8	1 1 11	1 1 18	1 1 21	1 1 25	1 1 37	
	緯度・経度	34 13 10 43	34 13 40 40	34 12 23 32	34 11 35 54	34 17 19 45	34 15 16 37	34 12 54 31	34 17 39 26	34 16 22 54	34 16 25 49	34 14 12 51	34 14 37 20	34 19 10 41	34 18 33 36	34 17 51 13	34 19 14 14	34 23 10 21	34 22 2 34	34 24 1 33	34 13 59
COD等に係る環境基準類型		C	B	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	
COD等に係る環境基準点		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
全窒素・全燐に係る環境基準類型		II	II	II	II	II	II	II	II	II	II	II	II	II	II	II	II	II	II	II	
全窒素・全燐に係る環境基準点			◎	◎																	
水生生物の保全に係る環境基準類型															生特A						
水生生物の保全に係る環境基準点															◎						
調査区分		通 年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
測定回数		年 間 日 数	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	6	12	4	12	4	12	6
		一 日 採 水 回 数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		p	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	
		D	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	
		B O D	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	18	36	12	36	12	36	12	
		C O D	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	
		S	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	
		大 腸 菌 数	12	12	12	12	12	12	4	4	12	12	12	4	4	4	4	4	4	4	
		油 分 等	12	12	12	12	12	12	2	2	2	12	12	2	2	2	2	2	2	2	
		全 窒 素	12	12	24	24	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
		全 燐	12	12	24	24	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
		全 亜 鉛	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
		ノニルフェノール																			
		直鎖アルキルベンゼン系スルホン酸及びその塩																			
		底 層 D O	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	6	12	4	12	4	12	6	
観測項目		透 明 度	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	6	12	4	12	4	12	6	
		カ ド ミ ウ ム	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1		
		全 シ ア ン	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1		
		鉛	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1		
		六 価 ク ロ ム	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1		
		砒	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1		
		総 水 銀	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1		
		ア ル キ ル 水 銀		2																	
		P C B		2										1	1						
		ジ ク ロ ロ メ タ ン																			
		四 塩 化 炭 素																			
		1, 2-ジクロロエタン																			
		1, 1-ジクロロエチレン																			
		1, 1, 1-トリクロロエタン																			
		1, 1, 2-トリクロロエタン																			
		トリクロロエチレン																			
		テトラクロロエチレン																			
		1, 3-ジクロロプロペン																			
		チ ウ ラ ム																			
		シ マ ジ ン																			
		チ オ ベ ン カ ル プ																			
		ベ ン ゼ ン																			
		セ レ ン																			
		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素							6	6	2	6	2		6	2	6	2	6	6	
		1, 4-ジオキサソ																			
特殊項目		銅	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
		溶 解 性 鉄	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
		溶 解 性 マ ン ガ ン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
		ク ロ ム	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
要 監 視 項 目		ク ロ ロ ホ ル ム																			
		トランス-1, 2-ジクロロエチレン																			
		1, 2-ジクロロプロパン																			
		p-ジクロロベンゼン																			
		イソキサチオン																			
		ダイアジノン																			
		フェニトロチオン(MEP)																			
		イソプロチオラン																			
		オキシソル(有機銅)																			
		クロタロニル(TPN)																			
		プロピザミド																			
		EPN																			
		ジクロロボス(DDVP)																			
		フェノカルブ(BPMC)																			
		イプロベンホス(IBP)																			
		クロルニトロフェン(CNP)																			
		ト エ ン																			
		シ レ ン																			
		フタル酸ジエチルヘキシル																			
		ニ ッ ケ ル																			
		モ リ ブ デ ン																			
		ア ン チ モ ン																			
		ク ロ ロ エ チ レ ン																			
		エピクロロヒドリン																			
		全 マ ン ガ ン																			
		ウ ラ ン																			
		P F O S 及び P F O A																			
		ク ロ ロ ホ ル ム																			
		フ エ ノ ー ル																			
		ホルムアルデヒド																			
		4-tert-オクチルフェノール																			
		ア ニ リ ン																			
		2,4-ジクロロフェノール																			
		塩 素 イ オ ン	36	36	36	12	12	12					36								

海 域 名		燧灘北西部										備讃瀬戸							
C O D等に係る環境基準類型指定水系名		燧灘北西部										箕島町地先海域		備讃瀬戸					
地 点 統 一 番 号		610	610	610	610	610	610	610	610	610	610	610	608	608	609	609	609	609	
測 定 地 点		69	4	5	6	75	81	82	83	84	85	80	1	2	51	52	1	53	
番 号		35	40	58	59	60	61	61	61	61	61	61	65	1	2	3	4	12	13
緯 度 ・ 経 度		34 133	34 133	34 133	34 133	34 132	34 132	34 132	34 132	34 132	34 132	34 132	34 133	34 133	34 133	34 133	34 133	34 133	
		24 14	22 8	20 13	20 19	18 57	18 59	18 59	18 59	18 59	18 59	18 59	25 16	27 24	26 26	25 26	25 25	23 25	21 26
		5 29	48 37	46 22	46 6	12 51	13 40	14 28	50 20	52 29	34 52	13 1	26 47	36 23	24 48	41 6	1 34	50 10	
C O D等に係る環境基準類型		A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	B	B	A	A	A	A	
C O D等に係る環境基準点		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
全窒素・全磷に係る環境基準類型		II	IV	IV	II	II	II	II											
全窒素・全磷に係る環境基準点		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
水生生物の保全に係る環境基準類型		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
水生生物の保全に係る環境基準点		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
調査区分		通	通	通	通	通	通	通	通	通	通	通	通	通	通	通	通	通	
測定回数		6	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
生活環境項目		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
観測項目		36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	
健康項目		12	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	
監視項目		4	4	12	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
特殊項目		6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	
要 監 視 項 目		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
水生生物の保全に係る要監視項目		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
その他の項目		6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	
測定機関名		広島県			福山市			広島県			福山市								

測定地点の緯度経度については、世界測地系による。

表4 底質測定計画一覧表（河川関係）

水系名		湾 広島	太田川								瀬野川	二河川	黒瀬川
河川名		八幡川	太田川	太田川	天満川	旧（本川） 太田川	元安川	京橋川	猿猴川	猿猴川	瀬野川	二河川	黒瀬川
測定地点	名称	八幡川河口	戸取 坂上水 水道	旭 橋	昭 和 大 橋	舟 入 橋	南 大 橋	御 幸 橋	仁 保 橋	向 洋 入 江	日 浦 橋	山 手 橋	真 光 寺 橋
	番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	8	9
測定回数	年間日数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	一日採泥回数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
一般項目	pH	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	COD	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	強熱減量	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	硫化物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	含水率	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	全窒素	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	全燐	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	酸化還元電位	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
健康項目	カドミウム	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	鉛	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	六価クロム	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	砒素	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	総水銀	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	アルキル水銀	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
特殊項目	PCB	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	銅	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	亜鉛	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	鉄	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	マンガン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
その他の項目	クロム	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	ニッケル												
	アンモニア態窒素												
	亜硝酸態窒素												
	硝酸態窒素												
測定機関名	有機態窒素												
	燐酸態燐												
		広島市										呉市	

表5 底質測定計画一覧表（海域関係）

海域名		広島湾	呉地先												備讃瀬戸	
測定地点	測定地点名	金輪島西	呉地先5	呉地先7	呉地先10	呉地先15	呉地先19	呉地先25	呉地先26	呉地先28	呉地先1	呉地先3	呉地先37	備讃瀬戸1	備讃瀬戸2	
	番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	
	緯度	34 132 1 1 20 28 1 1 17 35	34 132 1 1 14 32 1 1 22 12	34 132 1 1 14 33 1 1 15 11	34 132 1 1 14 32 1 1 1 21	34 132 1 1 12 32 1 1 48 17	34 132 1 1 13 36 1 1 17 5	34 132 1 1 13 36 1 1 10 43	34 132 1 1 13 36 1 1 4 40	34 132 1 1 12 36 1 1 40 23	34 132 1 1 17 30 1 1 19 45	34 132 1 1 15 31 1 1 16 37	34 132 1 1 12 39 1 1 54 31	34 133 1 1 27 24 1 1 26 47	34 133 1 1 26 26 1 1 36 23	
	経度															
測定回数	年間日数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	一日採泥回数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
一般項目	pH	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	COD	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	強熱減量	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	硫化物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	含水率	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	全窒素	1												1	1	
	全炭素	1												1	1	
健康項目	酸化還元電位	1														
	カドミウム	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	六価クロム	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	砒素	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	総水銀	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	アルキル水銀	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
特殊項目	PCB	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	銅	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	亜鉛	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	亜鉄	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	マンガン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
その他の項目	クロム	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	ニッケル													1	1	
	アンモニア態窒素													1	1	
	亜硝酸態窒素													1	1	
	硝酸態窒素													1	1	
	有機態窒素													1	1	
測定機関名	広島市	呉市												福山市		

## 2 地 下 水

## 2 地下水

### (1) 目的

この計画は、県の区域に属する地下水の水質状況を把握するため、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第16条の規定により、地下水の水質測定に必要な事項を定める。

### (2) 測定期間

令和8年4月から令和9年3月までとする。

### (3) 測定機関及び対象区域

測定機関	測定対象区域
中国地方整備局	太田川の流域
広島県	広島市、呉市、福山市の区域を除く県の区域
広島市	広島市の区域
呉市	呉市の区域
福山市	福山市の区域
東広島市	東広島市の区域

### (4) 測定方法

#### ア 測定地点

測定地点は、地下水測定地点配置図のとおりであり、測定機関別の測定地点数は、次のとおりである。

測定機関	区分	中国地方整備局	広島県	広島市	呉市	福山市	東広島市
地点数	概況調査	3	12	10	3	4	—
	継続監視調査	—	2	7	—	1	2
	汚染井戸周辺地区調査	—	—	—	—	—	—

(注) 概況調査：地域の全体的な地下水水質の状況の把握を目的とした調査

継続監視調査：確認された汚染の継続的な監視等を目的とした調査

汚染井戸周辺地区調査：確認された汚染の範囲を確認するとともに、汚染原因の究明等を目的とした調査

#### イ 測定項目及び測定回数

測定地点別の測定項目及び測定回数は、表6のとおりである。

#### ウ 分析方法

分析の方法等は、原則として別表3のとおりとする。

なお、これらの定めのない項目及びこの方法によらない場合については、測定結果報告の際に特記するものとする。

(5) 測定結果の報告

各測定機関の長は、測定終了後、その測定結果を Excel のデータにより、当月分を翌月末までに知事に通知するものとする。

ただし、健康項目について環境基準を超えた場合は、その都度すみやかに知事に通知するものとする。

別表 3

## 地下水の分析方法及び定量限界値等

測定項目	定量限界		表示桁数等	分析方法
ｶﾞﾙﾐﾝ	0.0003	mg/L	小数点以下4桁	地下水の水質汚濁に係る環境基準について(平成9年3月環境庁告示第10号(以下「地下水告示」という。))別表に掲げる方法(規格K0102-3の14.3、14.4又は14.5に定める方法)
全ｼﾞﾝ	0.1	mg/L	1桁	同上(規格K0102-2の9.3.2若しくは9.3.3の蒸留操作を行い、9.4、9.5若しくは9.6(ただし、蒸留操作は装置にて行わない)の分析を行う方法又は公共用水域告示付表1(蒸留操作は装置にて行う)に掲げる方法)
鉛	0.005	mg/L	3桁	同上(規格K0102-3の13.2、13.3、13.4又は13.5に定める方法)
六価ｸﾛﾓ	0.01	mg/L	2桁	同上(規格K0102-3の24.3(24.3.3及び24.3.7を除く)(ただし、次の1から2までに掲げる場合にあつては、それぞれ1から2までに定めるところによる。) 1 規格24.3.4、24.3.5又は24.3.6に定める方法(規格K0102-3の24.3.4のb)による場合に限る。) 試料に、その濃度が基準値相当分(0.02mg/L)増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70~120%であることを確認すること。2 規格24.3.2に定める方法により汽水又は海水を測定する場合1に定めるところによるほか、規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うこと。
砒素	0.005	mg/L	3桁	同上(規格K0102-3の20.3、20.4又は20.5に定める方法)
総水銀	0.0005	mg/L	4桁	公共用水域告示付表2に掲げる方法
アルキル水銀	0.0005	mg/L	4桁	公共用水域告示付表3に掲げる方法
PCB	0.0005	mg/L	4桁	公共用水域告示付表4に掲げる方法
ｼﾞｸﾞﾛﾓﾀﾝ	0.002	mg/L	3桁	地下水告示別表に掲げる方法(規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法)
四塩化炭素	0.0002	mg/L	4桁	同上(規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法)
ｸﾞﾛｰﾌﾟ	0.0002	mg/L	4桁	地下水告示付表に掲げる方法
1,2-ｼﾞｸﾞﾛｰﾌﾟ	0.0004	mg/L	4桁	地下水告示別表に掲げる方法(規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法)
1,1-ｼﾞｸﾞﾛｰﾌﾟ	0.002	mg/L	3桁	同上(規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法)
1,2-ｼﾞｸﾞﾛｰﾌﾟ	0.004			同上(規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2、トランス体にあつては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法)
ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾞﾛｰﾌﾟ	0.002	mg/L	3桁	
ﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾞﾛｰﾌﾟ	0.002			
1,1,1-ﾄﾘｸﾞﾛｰﾌﾟ	0.0005	mg/L	4桁	
1,1,2-ﾄﾘｸﾞﾛｰﾌﾟ	0.0006	mg/L	4桁	同上(規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法)
ﾄﾘｸﾞﾛｰﾌﾟ	0.001	mg/L	3桁	
ﾄﾞﾗｸﾞﾛｰﾌﾟ	0.0005	mg/L	4桁	
1,3-ｼﾞｸﾞﾛｰﾌﾟ	0.0002	mg/L	4桁	同上(規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法)
ﾁｸﾗﾑ	0.0006	mg/L	4桁	公共用水域告示付表5に掲げる方法
ｼﾞﾏｼﾞﾝ	0.0003	mg/L	4桁	公共用水域告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
ﾁｵﾍﾞﾝｶﾙﾌﾞ	0.002	mg/L	3桁	
ﾍﾞﾝゼﾝ	0.001	mg/L	3桁	地下水告示別表に掲げる方法(規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法)
ｾﾚﾝ	0.002	mg/L	3桁	同上(規格K0102-3の26.2、26.3又は26.4に定める方法)
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0.01	mg/L	2桁	同上(硝酸性窒素にあつては規格K0102-2の15.3、15.4、15.6、15.7又は15.8に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格K0102の14.2、14.3又は14.4に定める方法)
硝酸性窒素	0.005	mg/L	3桁	
亜硝酸性窒素	0.005	mg/L	3桁	
ふっ素	0.08	mg/L	2桁	同上(規格K0102-2の5.2及び5.3若しくは5.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約200mLに

				硫酸 10mL、リン酸 60mL 及び塩化ナトリウム 10g を溶かした溶液とグリセリン 250mL を混合し、水を加えて 1,000mL としたものを用い、規格 K0170-6 の 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。) に定める方法又は規格 K0102-2 の 5.2 に定める方法(蒸留操作を行う場合にあっては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH 試験紙によって液性を判別する。懸濁物質及びイソクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、蒸留操作を省略することができる。)及び規格 K0102-2 の 5.5 に掲げる方法)
ほう素	0.01	mg/L	〃 2桁	同上(規格 K0102-3 の 5.2、5.5 又は 5.6 に定める方法)
1,4-ジクロロベンゼン	0.005	mg/L	〃 3桁	公共用水域告示付表 7 に掲げる方法

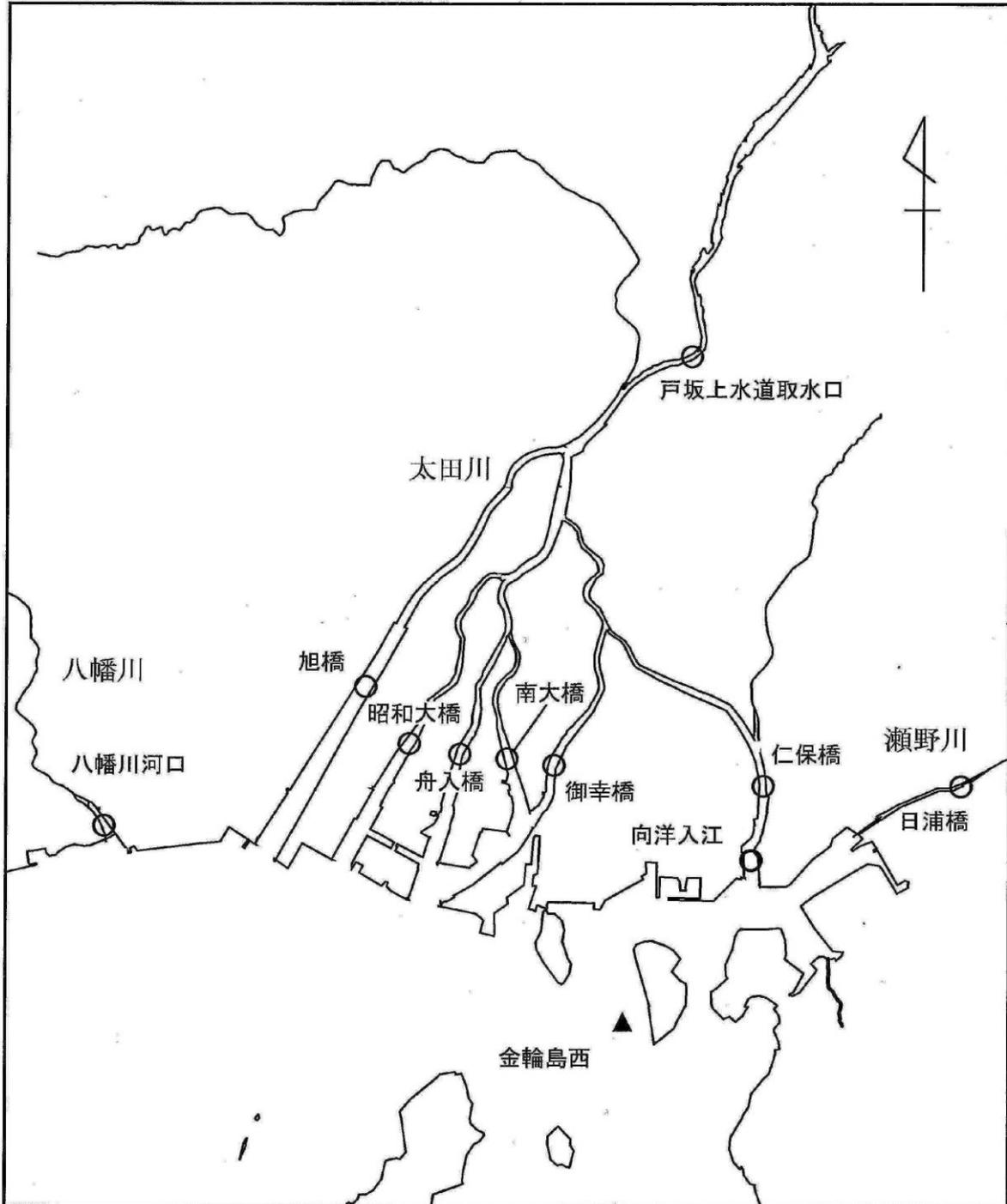
- 1 表示桁数欄中、有効数字 2 桁とし、3 桁目以下を切捨てる。  
表中に記載のない項目について分析を行う場合は、日本産業規格、上水試験方法、下水試験方法等科学的に確立された分析方法によることとする。
- 2 2 物質の測定値のいずれか一方が定量下限値未満の場合は、その定量下限値未満に代えて定量下限値の数値を測定値として扱う。



測定地点	市町名	広島市	広島市	広島市	広島市	広島市	広島市	広島市	広島市	広島市	広島市	広島市	広島市	広島市	広島市	広島市	広島市	広島市	呉市	呉市	呉市	福山市	福山市	福山市	福山市	福山市	東広島市	東広島市			
	井戸名又は井戸番号	H 15-2	H 16	H 17-2	H 18-6	H 910	H 920	H 930	H 426	H 427	H 428	H 429	H 430	H 431	H 432	H 433	H 434	H 435	T 2	T 8	T 10	F 91	F 131	F 132	F 133	F 134	S 1	S 2			
調査区分	概況調査								○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○		○	○		
	継続監視調査	○	○	○	○	○	○	○															○					○	○		
	汚染井戸周辺地区調査																														
測定回数	年間日数	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1		
	一日採水回数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
健康項目	カドミウム								1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1		
	全シアン								1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	
	鉛	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	
	六価クロム								1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	
	砒素	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	
	総水銀								1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	
	アルキル水銀																												1	1	
	PCB									1	1	1	1	1	1	1	1	1	1									1	1	1	1
	ジクロロメタン									1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1
	四塩化炭素									1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1
	クロロエチレン	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1				
	1,2-ジクロロエタン									1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1
	1,1-ジクロロエチレン	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1
	1,2-ジクロロエチレン	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1
	1,1,1-トリクロロエタン	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1
	1,1,2-トリクロロエタン									1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1
	トリクロロエチレン	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1
	テトラクロロエチレン	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1
	1,3-ジクロロプロペン									1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1
	チウラム									1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1
	シマジン									1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1
	チオベンカルブ									1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1
	ベンゼン	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1
	セレン									1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1
	ふっ素	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1
	ほう素	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1
1,4-ジオキサン									1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	
その他の項目	塩素イオン	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1							1	1		
	全窒素																														
	全燐																														
測定機関名		広島市																呉市			福山市					東広島市					

### 3 測 定 点 配 置 図

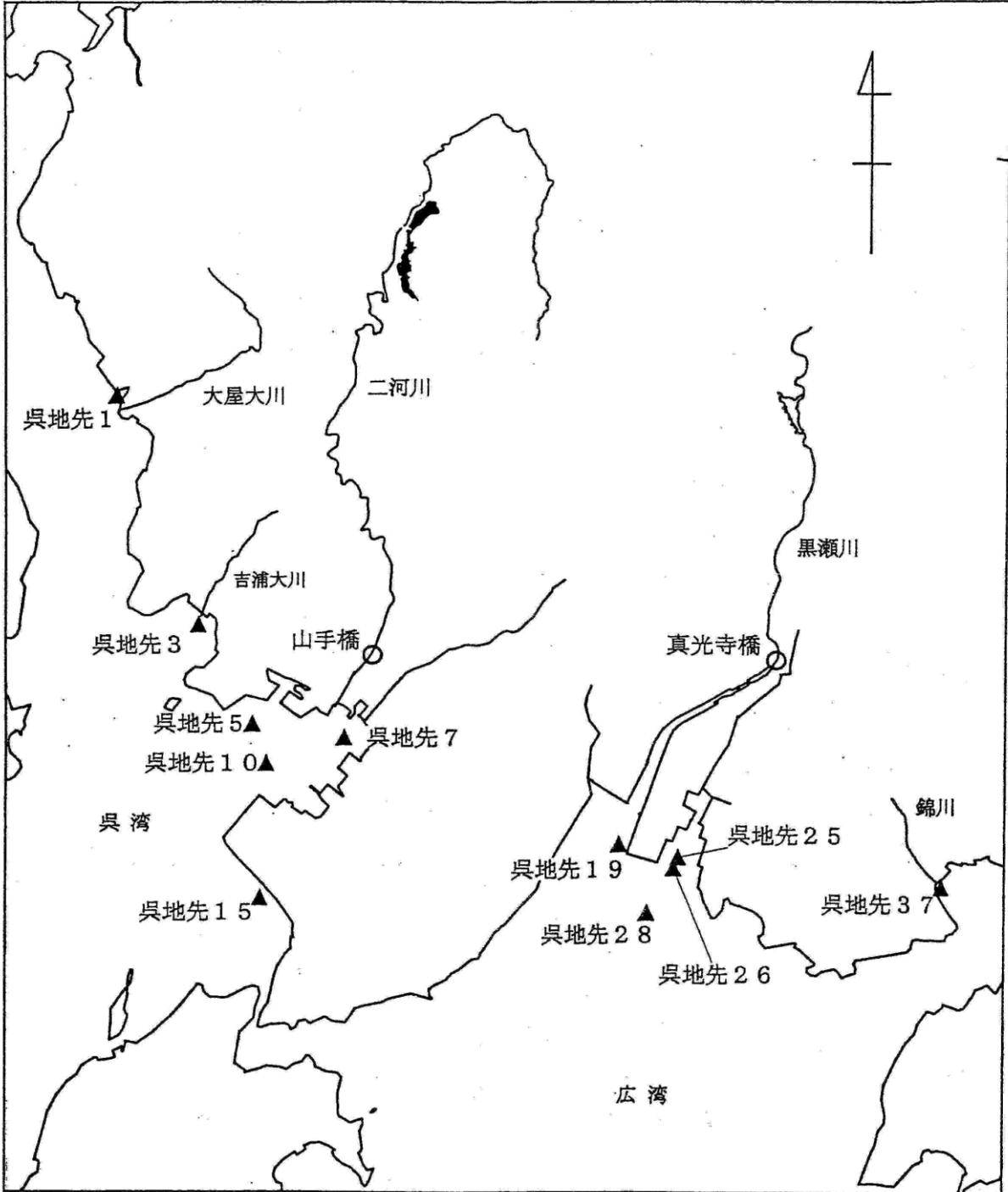
底質調査測定点配置図（1）



凡例

1 ○は河川の底質測定点を示す。  
2 ▲は海域の底質測定点を示す。

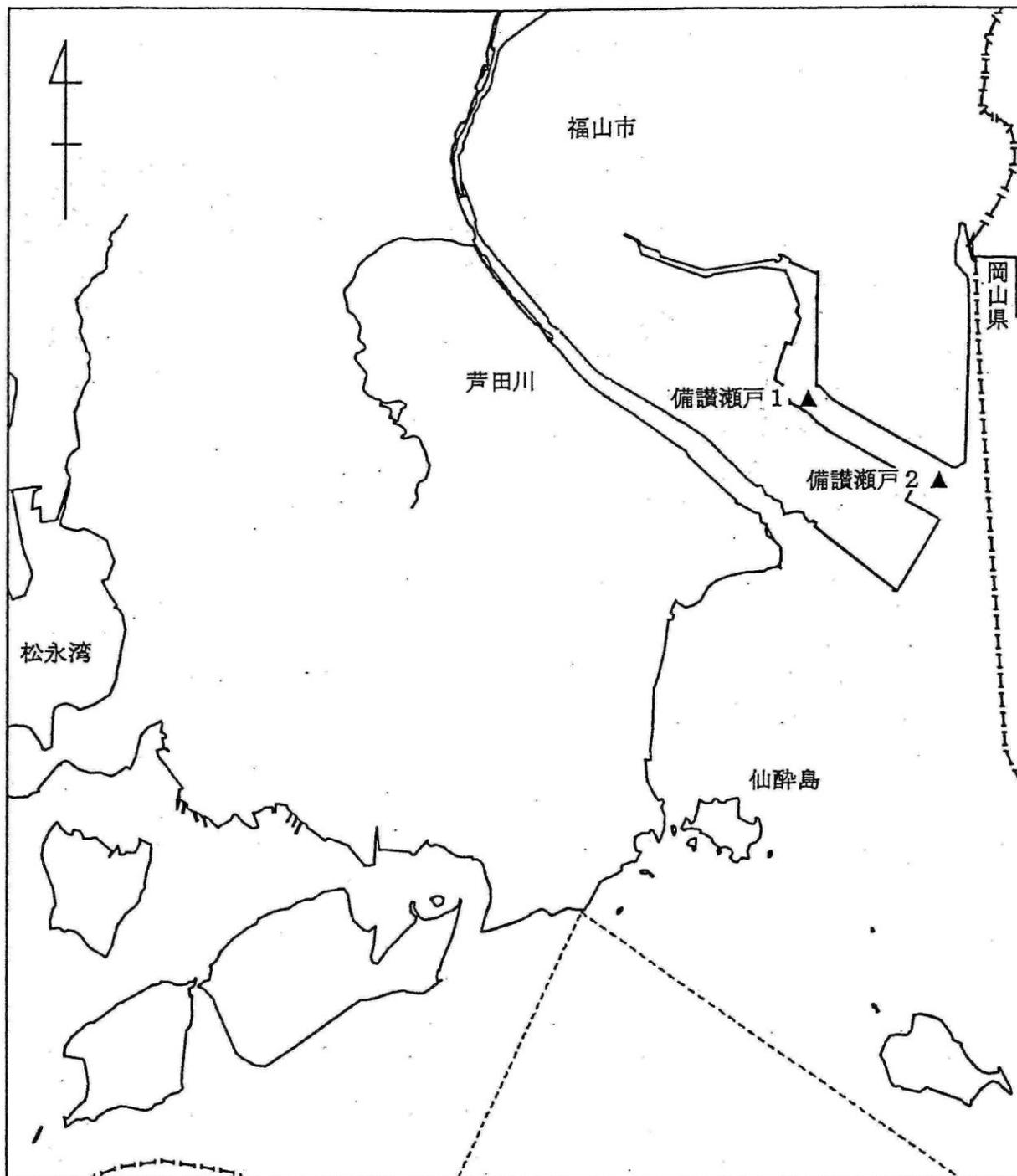
底質調査測定点配置図 (2)



凡例

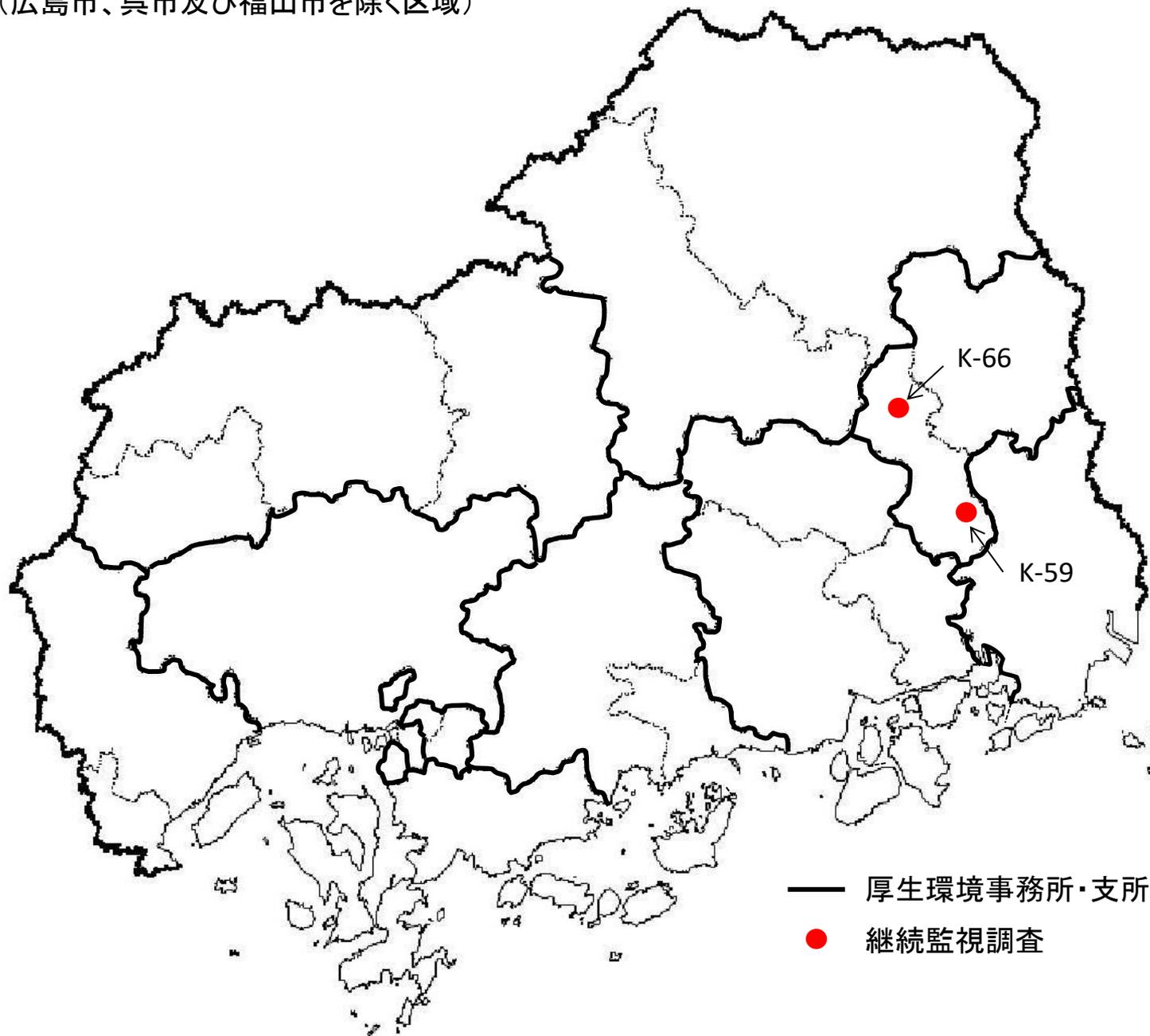
1 ○ は河川の底質測定点を示す。  
 2 ▲ は海域の底質測定点を示す。

底質調査測定点配置図 (3)



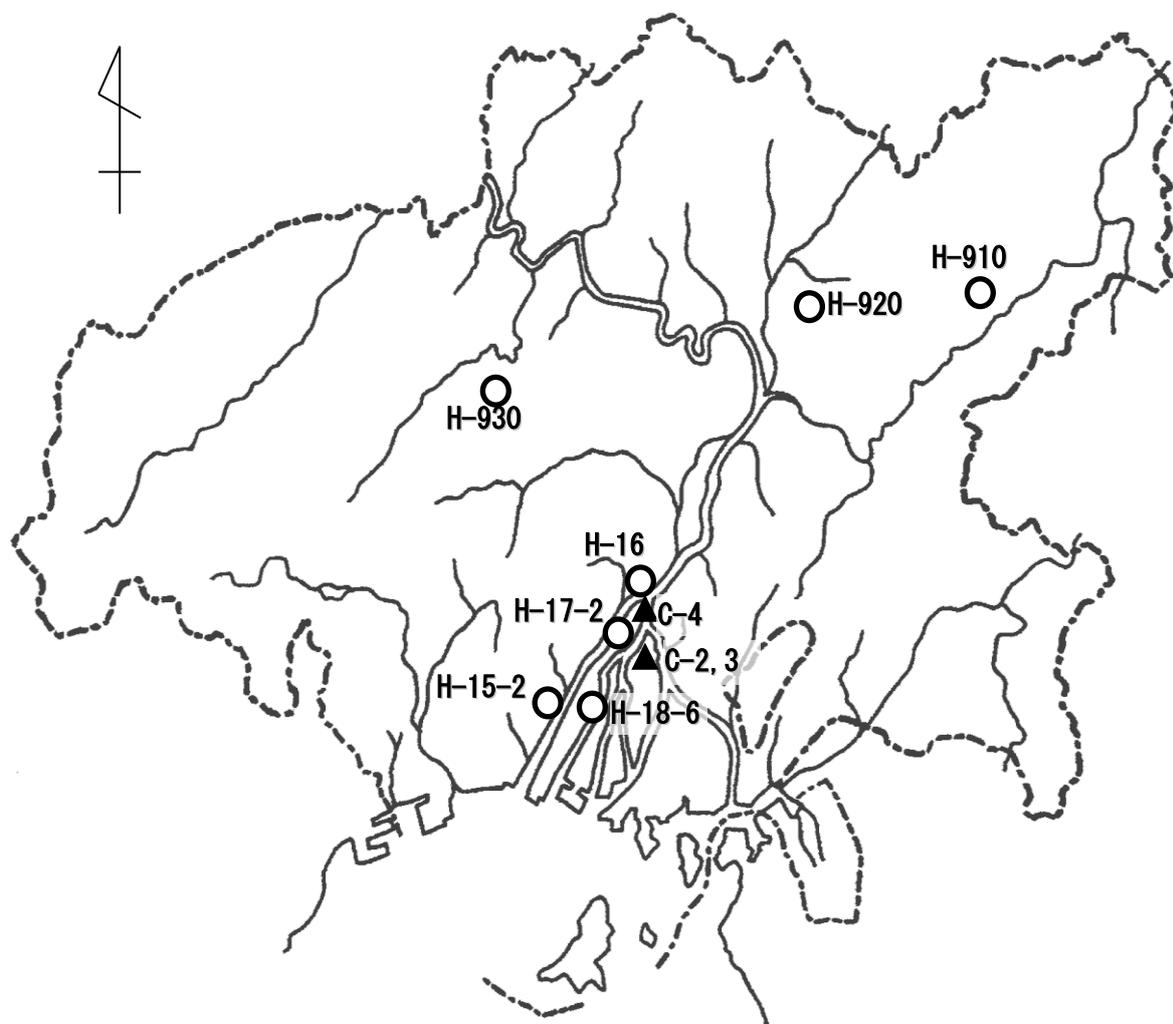
- 凡 例 —
- 1 ▲ は海域の底質測定点を示す。
  - 2 ー|ー|ー|ー| は県境界線を示す。
  - 3 - - - - - は水域区分を示す。

地下水調査測定点配置図(1): 継続監視調査  
(広島市、呉市及び福山市を除く区域)





地下水調査測定点配置図（3）  
（広島市の区域）

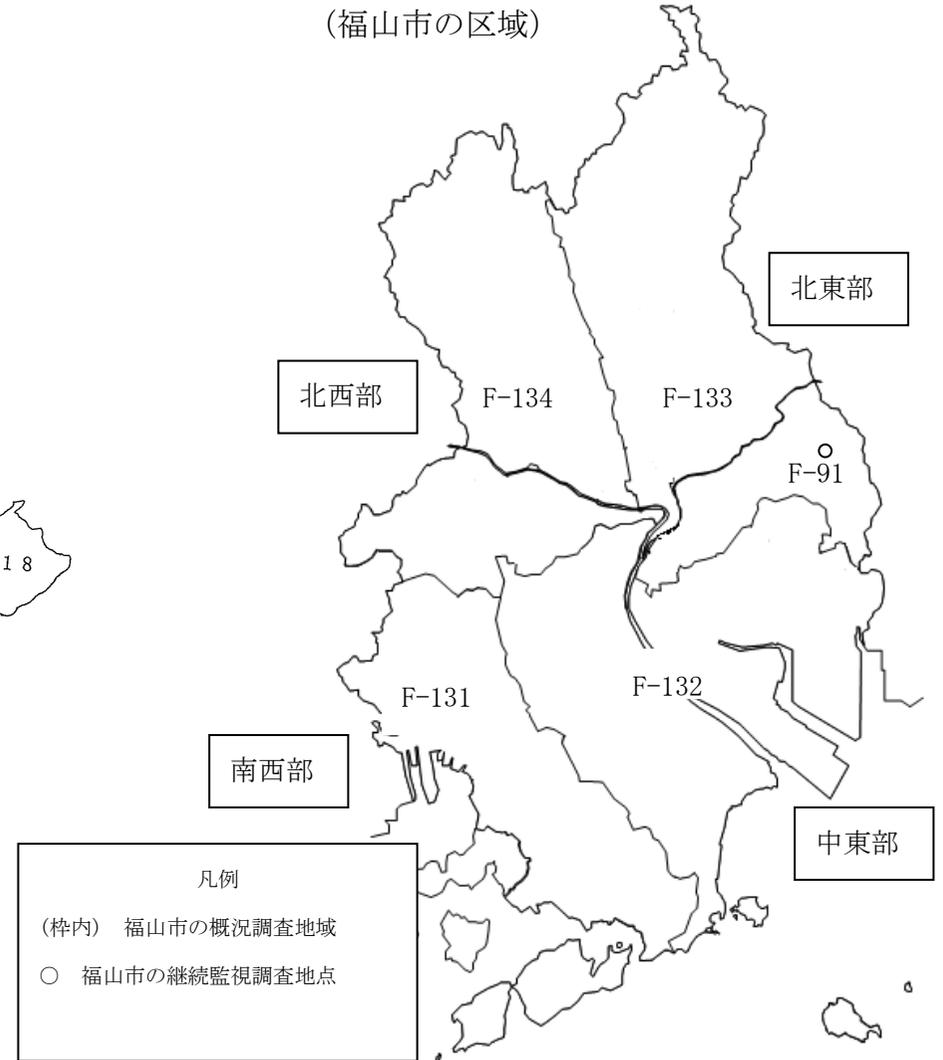


- 凡例
- ▲ 中国地方整備局の概況調査地点
  - 広島市の概況調査地点  
(H426～H435 未定)
  - 広島市の継続監視調査地点

地下水調査測定点配置図（４）  
（呉市の区域）

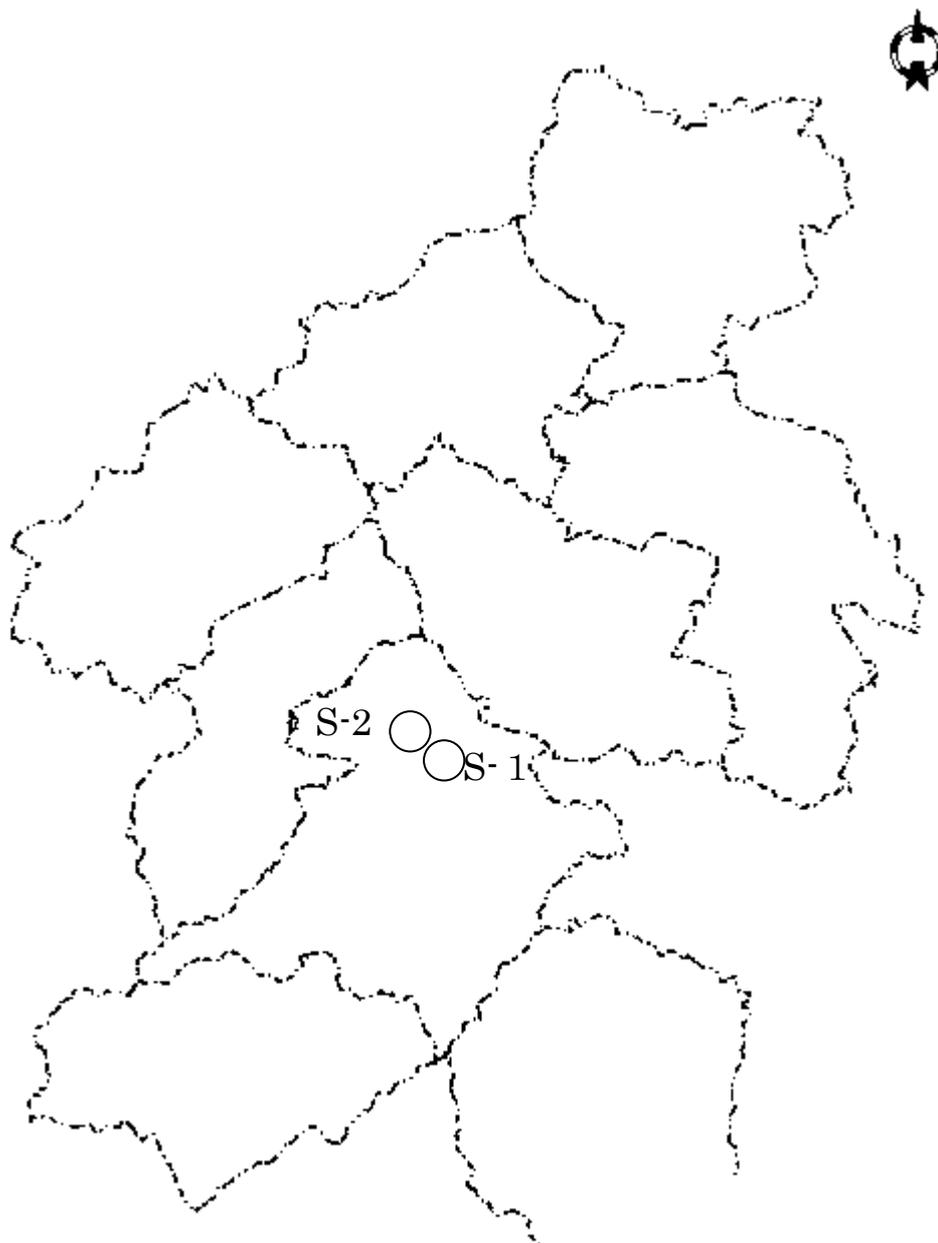


地下水調査測定点配置図（５）  
（福山市の区域）



# 地下水調査測定点配置図（6）

（東広島市の区域（ただし、広島県の測定地点を除く。））



凡例  
○ 東広島市の継続監視調査地点